③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。若しくは、上記①及び②(ｱ)の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置する他に、上記①及び②(ｲ)の要件を満たしている別の技術者を配置できること。共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。若しくは、代表者の技術者が上記①及び②(ｱ)の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が上記①及び②(ｲ)の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②(ｱ)又は(ｲ)何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者がトンネル工事の経験をもって構成員となる場合は上記①及び②(ｱ)(a)及び(c)の要件を満たしていればよい。）。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。若しくは、代表者を含む構成員の何れかの技術者が上記①及び②(ｱ)の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が上記①及び②(ｲ)の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

7）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

8）上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

9）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

10）入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　一次審査の方法　一次審査においては、申請された資料を基に下記に示す審査項目①及び②にて審査を行う。ただし、一次審査において算出された評価点は、一次審査限りとする。また、一次審査における評価点の算出等の詳細については、入札説明書による。

審査項目

①　企業実績（トンネル工事の同種工事実績、工事平均成績、ＣＭ等の実績）

②　技術者経験（トンネル工事の施工に従事した技術者としての役職立場及び工事成績、トンネル工事及び道路に関する工事の経験）

3　総合評価に関する事項

上記２で競争参加資格を認められ施工計画書を提出した者のうち、支出負担行為担当官から技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

二次審査

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

指定テーマ１：本工事におけるトンネルの地山安定と覆工コンクリートの品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項

指定テーマ２：本工事における大規模切土工施工時（周辺環境対策は除く）について配慮すべき事項

⑵　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術提案の指定テーマ毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は60点とする。

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(ｲ)　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171(代)　内線2526

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)

交付期間は、別表１①に示す期間。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

１）一次審査の申請書及び確認資料の提出

一次審査の申請書及び確認資料は、別表１②に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。

２）二次審査の申請書及び確認資料の提出

二次審査の申請書及び確認資料は、別表１②’に示す期日までに電子メールで提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記⑴に持参、郵送又は託送により提出すること。

⑷　見積書の提出　積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。

①　期間：別表１②’’に示す期間。

②　場所：上記⑴に同じ。

③　方法：電子メールにより提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。また、電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参又は郵送もしくは託送により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、別表１③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記⑴の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。開札は、別表１④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　期間　別表１⑤に示す期間。

②　場所　上記⑴に同じ。

③　方法　持参、郵送又は託送により提出すること。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。